

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）2月20日

福山市長 枝広 直幹



1 業務の概要

(1) 業務名

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託

(2) 業務場所

福山市人権交流センター（福山市佐波町262番地3）

(3) 業務内容

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は、6,486,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 市内に事務所を有する「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証した特定非営利活動法人であること。

4 評価基準・評価項目

評価の結果、合計点が35点未満の者の提案は不採用とする。

評価項目	評価内容	配点
活動内容、活動実績	市の施策との整合性	5
業務遂行能力	組織、人員等	5
組織体制	人権団体や関係機関との連携	5
企画内容	・企画の的確性、専門性、先進性、実行性 ・情報収集、発信能力	30
団体交流室の運営	団体相互の連携、交流を図れる運営となっているか	5
広報手段	事業の効果的な広報手段となっているか	5
事業評価	事業実施後の評価手法が適切か	5
プレゼンテーション	プレゼンテーション能力	5
参考見積	見積金額の妥当性	5
	合計	70

5 受注候補者の特定

福山市人権交流センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）における評価を参考に市長が総合的に判断した上、本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）
電話：084-928-1006（直通）
FAX：084-928-1229
E-mail：tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）2月20日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から2026年（令和8年）3月6日（金） 午後5時まで
質問書受付期間	公告の日から2026年（令和8年）3月2日（月） 午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月6日（金） 回答は、適宜福山市ホームページに掲載します。

参加申込書の受付期間	公告の日から2026年(令和8年)3月6日(金)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年(令和8年)3月9日(月)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)3月9日(月)から同年3月18日(水)午後5時まで
プレゼンテーション(ヒアリング)の実施	2026年(令和8年)3月24日(火)
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)3月下旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月6日(金)午後5時まで

イ 配付場所

(1) に同じ。

※ 福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ) からダウンロード可。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取り扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、運営協議会において評価し、市が受注候補者としての適否を審査する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

なお、福山市議会における当該契約に係る2026年度歳入歳出予算が成立した日をもって効力を生じるものとする。契約締結日は2026年4月1日とする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容を基本とするが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した参考見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。